

第2回定例会会議録

平成29年 6月12日(月)

開 議 午前10時00分

○議長(古越 弘君) おはようございます。これより、休会中の本会議を再開します。

ただいまの出席議員は14名、全員の出席であります。

理事者側では、相澤税務課長所用のため欠席する旨の届け出があり、代理に山本税務課長補佐が出席する旨の届け出がありました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

これより、委員長報告を求めます。

6月2日の本会議において各常任委員会に付託となり、審議・審査願いました議案、請願について、日程に従いまして、各常任委員長から報告願います。

―――日程第1 議案第40号 町道の路線認定について―――

○議長(古越 弘君) 日程第1 議案第40号 町道の路線認定について、委員長の報告を求めます。

茂木 勲町民建設経済常任委員長。

(町民建設経済常任委員長 茂木 勲君 登壇)

○町民建設経済常任委員長(茂木 勲君) おはようございます。

それでは2ページをお開きください。

平成29年6月12日

御代田町議会議長 古越 弘様

町民建設経済常任委員長 茂木 勲

委員会審査報告書

議案第40号 町道の路線認定について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第77条の規定により報告します。

○議長(古越 弘君) 以上で、町民建設経済常任委員長からの報告を終わります。

ただいま町民建設経済常任委員長から報告がありました議案第40号についてを

議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第40号については、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決します。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第40号 町道の路線認定については、委員長報告のとおり決しました。

―――日程第2 議案第41号 御代田町特別職の職員で常勤の者等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案について―――

○議長(古越 弘君) 日程第2 議案第41号 御代田町特別職の職員で常勤の者等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案について、委員長の報告を求めます。

仁科英一総務福祉文教常任委員長。

(総務福祉文教常任委員長 仁科英一君 登壇)

○総務福祉文教常任委員長(仁科英一君) おはようございます。

1ページをお開きください。

平成29年6月12日

御代田町議会議長 古越 弘様

総務福祉文教常任委員長 仁科英一

委員会審査報告書

議案第41号 御代田町特別職の職員で常勤の者等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第77条の規定により報告します。

以上です。

○議長（古越 弘君） 以上で、総務福祉文教常任委員長からの報告を終わります。

ただいま総務福祉文教常任委員長から報告がありました議案第41号についてを議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第41号については、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、採決します。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、多数であります。

よって、議案第41号 御代田町特別職の職員で常勤の者等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案については、委員長報告のとおり決しました。

―――日程第3 議案第42号 御代田町町民の森設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案について―――

―――日程第4 議案第43号 御代田町統計調査区並びに統計調査員設置条例の一部を改正する条例案について―――

――日程第5 議案第44号 御代田町財政事情の作成及び公表に関する条例の一部を
改正する条例案について――

――日程第6 議案第45号 御代田町町税条例の一部を改正する条例案について――

――日程第7 議案第46号 御代田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する
条例案について――

○議長（古越 弘君） 日程第3 議案第42号 御代田町町民の森設置及び管理に関する
条例の一部を改正する条例案について、日程第4 議案第43号 御代田町統計
調査区並びに統計調査員設置条例の一部を改正する条例案について、日程第5 議
案第44号 御代田町財政事情の作成及び公表に関する条例の一部を改正する条例
案について、日程第6 議案第45号 御代田町町税条例の一部を改正する条例案
について、日程第7 議案第46号 御代田町消防団員等公務災害補償条例の一部
を改正する条例案について、委員長の報告を求めます。

仁科英一総務福祉文教常任委員長。

（総務福祉文教常任委員長 仁科英一君 登壇）

○総務福祉文教常任委員長（仁科英一君） 1ページをお開きください。

平成29年6月12日

御代田町議会議長 古越 弘様

総務福祉文教常任委員長 仁科英一

委員会審査報告書

議案第42号 御代田町町民の森設置及び管理に関する条例の一部を改正する条
例案について

議案第43号 御代田町統計調査区並びに統計調査員設置条例の一部を改正する
条例案について

議案第44号 御代田町財政事情の作成及び公表に関する条例の一部を改正する
条例案について

議案第45号 御代田町町税条例の一部を改正する条例案について

議案第46号 御代田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案に
ついて

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定
しましたから、会議規則第77条の規定により報告します。

以上です。

○議長（古越 弘君） 以上で、総務福祉文教常任委員長からの報告を終わります。

ただいま総務福祉文教常任委員長から報告がありました議案第42号から第46号についてを一括議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第42号から第46号については、討論を省略し、直ちに一括して採決に付したいと思えます。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、一括して採決します。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第42号 御代田町町民の森設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案について、議案第43号 御代田町統計調査区並びに統計調査員設置条例の一部を改正する条例案について、議案第44号 御代田町財政事情の作成及び公表に関する条例の一部を改正する条例案について、議案第45号 御代田町町税条例の一部を改正する条例案について、議案第46号 御代田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案については、委員長報告のとおり決しました。

―――日程第8 議案第47号 御代田町保育料徴収条例の一部を改正する条例案について―――

○議長（古越 弘君） 日程第8 議案第47号 御代田町保育料徴収条例の一部を改正する条例案について、委員長の報告を求めます。

茂木 勲町民建設経済常任委員長。

(町民建設経済常任委員長 茂木 勲君 登壇)

○町民建設経済常任委員長(茂木 勲君) 2ページをお開きください。

平成29年6月12日

御代田町議会議長 古越 弘様

町民建設経済常任委員長 茂木 勲

委員会審査報告書

議案第47号 御代田町保育料徴収条例の一部を改正する条例案について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第77条の規定により報告します。

○議長(古越 弘君) 以上で、町民建設経済常任委員長からの報告を終わります。

ただいま町民建設経済常任委員長から報告がありました議案第47号についてを議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第47号については、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決します。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第47号 御代田町保育料徴収条例の一部を改正する条例案については、委員長報告のとおり決しました。

―――日程第9 議案第48号 平成29年度御代田町一般会計補正予算案（第1号）につ
いて―――

○議長（古越 弘君） 日程第9 議案第48号 平成29年度御代田町一般会計補正予
算案について、委員長の報告を求めます。

仁科英一総務福祉文教常任委員長。

（総務福祉文教常任委員長 仁科英一君 登壇）

○総務福祉文教常任委員長（仁科英一君） 1ページをお開きください。

平成29年6月12日

御代田町議会議長 古越 弘様

総務福祉文教常任委員長 仁科英一

委員会審査報告書

議案第48号 平成29年度御代田町一般会計補正予算案（第1号）について

（総務福祉文教常任委員会付託分）

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定
しましたから、会議規則第77条の規定により報告します。

以上です。

○議長（古越 弘君） ただいま、総務福祉文教常任委員長から報告がありました。本
案については、町民建設経済常任委員会にも付託してありますので、町民建設経済
常任委員会の中で報告事項がありましたら、委員長から報告願います。

○町民建設経済常任委員長（茂木 勲君） なし。

○議長（古越 弘君） 報告事項はないものと認めます。

以上で、各常任委員長からの報告を終わります。

ただいま各常任委員長から報告がありました議案第48号についてを議題としま
す。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第48号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決します。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第48号 平成29年度御代田町一般会計補正予算案については、委員長報告のとおり決しました。

―――日程第10 議案第49号 平成29年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案(第1号)について―――

―――日程第11 議案第50号 平成29年度御代田小沼水道事業会計補正予算案(第1号)について―――

○議長(古越 弘君) 日程第10 議案第49号 平成29年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案について、日程第11 議案第50号 平成29年度御代田小沼水道事業会計補正予算案について、委員長の報告を求めます。

茂木 勲町民建設経済常任委員長。

(町民建設経済常任委員長 茂木 勲君 登壇)

○町民建設経済常任委員長(茂木 勲君) 2ページをお開きください。

平成29年6月12日

御代田町議会議長 古越 弘様

町民建設経済常任委員長 茂木 勲

委員会審査報告書

議案第49号 平成29年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案(第1号)について

議案第50号 平成29年度御代田小沼水道事業会計補正予算案(第1号)について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定

しましたから、会議規則第77条の規定により報告します。

○議長（古越 弘君） 以上で、町民建設経済常任委員長からの報告を終わります。

ただいま町民建設経済常任委員長から報告がありました議案第49号、第50号についてを一括議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第49号、第50号については、討論を省略し、直ちに一括して採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、一括して採決します。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第49号 平成29年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案について、議案第50号 平成29年度御代田小沼水道事業会計補正予算案については、委員長報告のとおり決しました。

―――日程第12 請願第14号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願―――

―――日程第13 請願第15号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める請願―――

○議長（古越 弘君） 日程第12 請願第14号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願について、日程第13 請願第15号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める請願について、委員長の報告を求めます。

仁科英一総務福祉文教常任委員長。

(総務福祉文教常任委員長 仁科英一君 登壇)

○総務福祉文教常任委員長(仁科英一君) 3ページをお開きください。

請願審査報告書

1. 審査の結果

(1) 採択とすべきもの

1. 件名 請願第14号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願

(6月2日付託分)

意見書を提出すべきである。

2. 件名 請願第15号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の

増額を求める請願

(6月2日議会にて付託)

意見書を提出すべきである。

本委員会については、上記のとおり処理することを適当と認める旨決したので以上報告します。

平成29年6月12日

御代田町議会議長 古越 弘様

総務福祉文教常任委員長 仁科英一

以上です。

○議長(古越 弘君) 以上で、総務福祉文教常任委員長からの報告を終わります。

ただいま総務福祉文教常任委員長から報告がありました請願第14号を議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

請願第14号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決します。

委員長報告は、請願第14号については採択とのことであります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、多数であります。

よって、請願第14号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願については、委員長報告のとおり決しました。

続いて、請願第15号を議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

請願第15号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決します。

委員長報告は、請願第15号については採択とのことであります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、請願第15号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める請願については、委員長報告のとおり決しました。

―――日程第14 意見案第14号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書案について―――

○議長(古越 弘君) 日程第14 意見案第14号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書案についてを議題とします。

意見書案の朗読をします。

木内議会事務局長。

(議会事務局長 木内一徳君 登壇)

○議会事務局長(木内一徳君) 5ページをお願いいたします。

義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書(案)

義務教育費国庫負担制度は、国が必要な経費を負担することにより、義務教育の機会均等とその水準の維持向上を図るための制度として、これまで大きな役割を果たしてきたところです。

しかし、昭和60年から政府は国の財政状況を理由として、これまでに次々と対象項目を外し、一般財源化してきました。また、平成18年「三位一体」改革の議論の中で、義務教育費国庫負担制度は堅持されたものの、費用の負担割合については2分の1から3分の1に引き下げられ、地方財政を圧迫する状況が続いています。今のままでは、財政規模の小さな県では十分な教育条件整備ができず、教育の地方格差の拡大が懸念される事態にすらなっています。

そこで、平成30年度予算編成において、義務教育費国庫負担率の維持向上と機会均等、及び地方財政の安定を図るため、次の事項を実現するよう強く要望します。

記

1. 教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

長野県御代田町議会

提出先

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿

財務大臣 殿

文部科学大臣 殿

総務大臣 殿

以上です。

○議長(古越 弘君) 本案について、趣旨説明を求めます。

仁科英一総務福祉文教常任委員長。

(総務福祉文教常任委員長 仁科英一君 登壇)

○総務福祉文教常任委員長(仁科英一君) 意見案第14号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書(案)の趣旨説明を行います。

義務教育の無償化は、憲法に規定されている大切な原則です。この原則を守るため、義務教育費国庫負担制度が1953年に成立しました。しかし、1985年から、政府は、教育の質的論議を抜きに国の財政状況を理由として次々と対象項目を外し、一般財源化してきました。さらに、2006年に「三位一体」改革の議論の中で、国庫負担が2分の1から3分の1になり、減らされた国庫負担金は交付税の形で配分されていますが、地方交付税そのものが減らされており、地方財政を圧迫する状況が続いています。

教育の機会均等と水準の維持向上のために、必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元することを求めるため、本意見書を提出する次第です。

議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます、趣旨説明といたします。

以上です。

○議長(古越 弘君) 以上で、趣旨説明を終わります。

これより、意見書案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

意見案第14号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決します。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、多数であります。

よって意見案第14号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書案については、原案のとおり決しました。

―――日程第15 意見案第15号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額
を求める意見書案について―――

○議長（古越 弘君） 日程第15 意見案第15号 国の責任による35人学級推進と、
教育予算の増額を求める意見書案についてを議題とします。

意見書案の朗読をします。

木内議会事務局長。

（議会事務局長 木内一徳君 登壇）

○議会事務局長（木内一徳君） 7ページをお願いいたします。

国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書（案）

平成23年国会において、小学校1年生に35人学級を導入することが全会一致で法律（義務標準法改正）に盛り込まれ、附則で小学校2年生以降順次改定することを検討し、財源確保に努めると決めました。しかし、翌年の平成24年度は法改正ではなく加配で小学校2年生を35人学級とし、それ以降、国の35人学級は進んでいません。

長野県では、平成25年度に35人学級を中学校3年生まで拡大し、小中学校全学年で35人学級となりました。しかし、義務標準法の裏付けがないため財政的負担は大きく、小学校では本来配置されるはずの専科教員が配置されなかったり、学級増に伴う教員増を臨時的任用教員の配置により対応するなど、課題も多く残されています。

いじめや不登校、生徒指導上のさまざまな問題への対応など多様化する学校現場に対応し、教員が一人ひとりの子どもと向き合い、行き届いた授業、きめ細かな対応を可能にするためには少人数学級は欠かせません。このために厳しい財政状況の地方公共団体に負担を強いることなく、国の責任において少人数学級を早期に実現する必要があります。

以上のことから、豊かな教育を進めるため以下の点を強く要請します。

記

1. 国の責任において計画的に35人学級を推し進めるために、義務標準法改正を

含む教職員定数改善計画を早期に策定し、着実に実行すること。また、そのための教育予算の増額を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

長野県御代田町議会

提出先

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿

財務大臣 殿

文部科学大臣 殿

総務大臣 殿

以上です。

○議長（古越 弘君） 本案について、趣旨説明を求めます。

仁科英一総務福祉文教常任委員長。

（総務福祉文教常任委員長 仁科英一君 登壇）

○総務福祉文教常任委員長（仁科英一君） 意見案第15号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書（案）の趣旨説明を行います。

長野県では、2013年に30人規模学級（35人学級）が中学校3年生まで拡大され、小中学校全学年において35人学級が実施されております。しかし、義務標準法の裏付けがなく、国の加配等を利用しながら予算的なやりくりをしているため、課題も多く残されています。

少人数学級の推進は、義務教育水準の維持向上を図る上で極めて重要であるため、厳しい財政状況の地方公共団体に負担を強いることなく、国の責任において早期に実現する必要があります。

以上のことから、本意見書を提出する次第です。

議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げ、趣旨説明といたします。

以上です。

○議長（古越 弘君） 以上で、趣旨説明を終わります。

これより、意見書案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

意見案第15号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決します。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって意見案第15号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書案については、原案のとおり決しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は、全て終了しました。

これにて閉会したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

――町長あいさつ――

○議長(古越 弘君) 閉会に先立ち、町長よりあいさつを求めます。

茂木祐司町長。

(町長 茂木祐司君 登壇)

○町長(茂木祐司君) 6月議会閉会に当たりまして一言お礼を申し上げます。

議員の皆様には、11日間にわたり、慎重に御審議をいただきまして大変御苦労様でした。

本議会に提案いたしました全ての案件について、御決定をいただきましたことに心より感謝を申し上げます。

さて、議員の皆さまに当たりましては、今回の議会が4年の任期、最後の定例会

となりました。この間役場新庁舎建設に向けた取り組み、児童館の増設及び新設、あるいは保育料の値下げなどによる子育て支援の充実、町内各所の道路改良、メルシャン跡地ややまゆり工業団地及び苗畑跡地への企業誘致による新たな利活用、NPOとなったはつらつサポーターを中心とした介護予防活動の推進、新クリーンセンター建設に向けた取り組みやラインガルテン事業の課題解決など町の懸案事項の解決や地方創生に向けた取り組み、安全安心なまちづくりを進めることができましたのも議会の皆様の御理解、御支援と御協力があったのことに深く感謝を申し上げる次第です。

この間、時には激しい議会での議論というものが、将来のまちづくりに必ず生きるものと確信しております。

議員の皆様におかれまして、健康に十分御留意いただきまして、来るべき町会議員選挙に向けて、あるいはさまざまな分野で一層御活躍いただきますよう御祈念申し上げます、あいさつとさせていただきます。大変ありがとうございました。

――閉　　会――

○議長（古越　弘君）　これにて、平成29年第2回御代田町議会定例会を閉会といたします。

大変御苦労さまでした。

閉　会　午前10時38分